

令和2年4月1日

組合員の皆様へ

共立信用組合

出資証券不発行のご案内

平素より共立信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
このたび、出資証券のお取り扱いにつきまして、次の通りとさせていただきますので、何卒、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

組合員の皆様からお預かりした出資金につきましては、これまで出資証券を発行しておりましたが、近年の株式会社における株券の不発行と同様に

令和2年9月1日より出資証券を不発行とし、当組合の組合員名簿により電子データにて一元管理させていただくこととなりました。

組合員様の出資金残高ならびに組合員としての権利等につきましては、これまでと変わりませんのでご安心下さい。

今後、出資金残高につきましては、毎年開催する総代会の終了後に「配当金支払通知書兼領収書」をご自宅等へ送付することでお知らせとさせていただきます。

なお、お手元の出資証券につきましては、今後、相続・譲渡・脱退・名義変更などの手続きを行う際に、お取引店の窓口にお持ちいただければ当組合にて回収させていただきますが、万一紛失された場合でも、出資金ならびに組合員としての権利等に何ら影響はございませんので、お取引店の窓口にお届けいただく必要はございません。

ご不明な点などございましたら、お気軽にお取引店の窓口または下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

共立信用組合 総務部 総務課
電話 03-3762-7777

以上

出資証券不発行についてのよくあるご質問

Q 1. なぜ、出資証券を不発行にしたのか。

A 1. 出資証券は、預金の通帳や証書と違い、常日頃出し入れすることはない為、仕舞い忘れることもあり、また、長期に亘って保管しなければならない為、相続・譲渡・脱退や名義変更の際、出資証券紛失のお申出を受けることも多々あります。

出資証券を不発行とすることで、その際の手続きが簡素化され、組合員の皆様のご負担を減らすこととなります。

Q 2. 出資証券はどうすればいいのか。

A 2. 現在お持ちの出資証券は、出資加入時に出資金をお預かりいたしました証として発行してまいりました。今回の出資証券の不発行に伴い、お手元の出資証券は回収いたしません。後日の混乱を避けるためにも、譲渡・脱退等の手続きの際には、証券のご返却をお願い致します。組合員の皆様の出資金、並びに組合員としての権利等につきましては、従前といささかの変わりはありませんので、ご安心ください。

Q 3. 出資証券がなくなると、組合に出資しているという証拠書類がなくなってしまうが、自分が出資していることをどうやって確認できるのか。

A 3. 組合員の皆様からお預かりした出資金の管理は、組合員名簿により電子的に一元管理いたしますので、今後は組合員の皆様には毎年開催される総代会の終了後に「配当金支払通知書兼領収書」を送付し、出資内容（出資者の住所・氏名・出資口数・出資金額等）のご確認をしていただくこととなります。

Q 4. 氏名や住所等が変わった時はどうすればいいのか。

A 4. 本人確認書類とお届け印鑑をお持ちください。また、出資証券を持参なされた場合、当組合にて責任をもって回収させていただきます。万一紛失されていてもお届けの必要はありません。変更手続きは届出事項変更届を提出していただくことで完了し当組合の組合員名簿に反映されます。

Q 5. 新たに組合員になったときは、出資証券に代わるものはありますか。

A 5. 「出資証券」の代わりに、「出資金ご加入のお知らせ」を発行いたします。

Q 6. 将来、譲渡・脱退・相続の手続きの際は、何を持っていけばよいのでしょうか。

A 6. 譲渡・脱退の場合は本人確認書類とお届け印鑑をご持参ください。相続の場合は前述の書類、印鑑に加え、相続関係の確認書類が必要となります。なお、相続手続きについては、いろいろなケースがございますので、お客様のお取引している営業店へお問い合わせ下さい。また、手続きの際に、出資証券をお持ちいただければ、当組合にて回収させていただきます。万一紛失されていてもお届けの必要はありません。

以上

【お問い合わせ先】

共立信用組合 総務部 総務課
電話 03-3762-7777